

税制改正により、軽自動車税の税額が変更されます。

## ①原動機付自転車および二輪車等について

平成28年度から原動機付自転車および二輪車等については、以下のような税率が適用されます。

車種区分		税率	
		平成27年度まで	平成28年度から
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超～250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

## ②軽四輪車等について

平成27年4月1日以降に新規登録した車両と、車検証に表示されている初年度検査年月日から13年を経過した車両について、以下のような税率が適用されます。

車種区分		税率		
		平成27年3月31日以前に新規登録	平成27年4月1日以降に新規登録	初年度検査年月日から13年経過
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物用(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円

※平成28年度の「初年度検査年月日から13年経過」については、初年度検査年月日が平成14年12月までが対象車になります。

## ③軽自動車税のグリーン化特例について

平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に新規登録した対象車両には、平成28年度の税額が以下のように軽減されます。

### ■軽乗用車

対象車	内容
電気自動車及び天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減)	税率を概ね75%軽減
平成17年度排出ガス基準75%低減達成車 かつ平成32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減
平成17年排出ガス基準75%低減達成車 かつ平成32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減